

国立国語研究所所長候補者選考委員会規程

平成21年10月1日

国語研規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所運営会議に置かれる専門委員会規程第6条の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）所長候補者選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 被推薦者名簿の作成に関する事。
- (2) 適任者名簿の作成に関する事。
- (3) その他所長選考に必要な予備的事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 運営会議委員のうち運営会議議長が指名する研究所内の者 若干名
- (2) 運営会議委員のうち運営会議議長が指名する研究所外の者 若干名

2 委員会は前項第1号に規定する委員を、過半数とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。